

平成 30 年度 障害者差別解消法に関する対応状況調査結果報告 (相談機関)

【回答状況】

平成 30 年度は、国の機関 2、都道府県 47 及び大学等が所在する市区町村 502 の計 551 機関を対象に調査を実施し、国の機関 1、都道府県 16、市区町村 78 の計 95 機関から回答を得た。詳細は、以下のとおり。

| 区分 | 配付数 | 回答数 | 回収率 |
|------|-----|-----|-------|
| 国の機関 | 2 | 1 | 50.0% |
| 都道府県 | 47 | 16 | 34.0% |
| 市区町村 | 502 | 78 | 15.5% |
| 計 | 551 | 95 | 17.2% |

【調査結果】

1. 障害者差別解消法に関する対応部署について

| | 国の機関 | 都道府県 | 市区町村 | 計 |
|-------------------|------|------|------|----|
| ①専門部署（機関）を設置している | 0 | 4 | 4 | 8 |
| ②既存の部署（機関）で対応している | 1 | 9 | 64 | 74 |
| ③その他 | 0 | 2 | 4 | 6 |

2. 障害者差別解消法に関する相談受付について

| | 国の機関 | 都道府県 | 市区町村 | 計 |
|----------------------|------|------|------|------|
| ①障害者差別解消法に関連する相談があった | 0 | 11 | 46 | 57 |
| 相談件数 | 0 | 652 | 566 | 1218 |

| ②障害者差別解消法に関連する、障害学生（またはその関係者）からの相談があった | 国の機関 | 都道府県 | 市区町村 | 計 |
|--|------|------|------|----|
| | 0 | 3 | 8 | 11 |
| | 相談件数 | 0 | 17 | 5 |
| 対応件数 | 0 | 17 | 1 | 18 |

| ③障害者差別解消法に関連して、大学等（大学、短期大学及び高等専門学校）から障害学生についての相談があった | 国の機関 | 都道府県 | 市区町村 | 計 |
|--|------|------|------|---|
| | 0 | 1 | 5 | 6 |
| | 相談件数 | 0 | 1 | 0 |
| 対応件数 | 0 | 1 | 0 | 1 |

3. 障害者差別解消法に関する相談対応について ※複数回答可

| | 国の機関 | 都道府県 | 市区町村 | 計 |
|-----------|------|------|------|----|
| ①障害者差別解消法 | 0 | 11 | 46 | 57 |
| ②障害者総合支援法 | 0 | 1 | 6 | 7 |
| ③その他 | 1 | 5 | 3 | 9 |

その他の具体的内容

相談内容に応じ、各個別法での対応も想定される。
 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例
 平成28年4月に大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例を施行
 障がいがあることを起因とする様々な悩み等
 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
 相談対応において根拠とした法律という観点での事案の把握を行っていないため不明
 身体障害者補助犬法
 障害者雇用促進法、障害者虐待防止法
 雇用促進法で対応すべき事案としてハローワークへつなぐ。

4. 障害学生（またはその関係者）及び大学等からの相談への対応について ※複数回答可

| | 国の機関 | 都道府県 | 市区町村 | 計 |
|----------------------------------|------|------|------|---|
| ①利用できる福祉サービス等について検討し、当該校と連携・調整した | 0 | 0 | 1 | 1 |
| ②当該学生と当該校との間に立って調整した | 0 | 2 | 0 | 2 |
| ③相談があったことについて当該校に伝達した | 0 | 3 | 0 | 3 |
| ④他の機関や人を紹介した | 0 | 1 | 1 | 2 |
| ⑤当該校との対応について障害学生（またはその関係者）に助言した | 0 | 1 | 1 | 2 |
| ⑥当該学生の障害理解、意思表示等に関して支援した | 0 | 1 | 0 | 1 |
| ⑦その他 | 1 | 1 | 5 | 7 |

その他の具体的内容

相談者について、障害学生（またはその関係者）及び大学等という属性での事案の把握は行っておらず、また、当機関の公表事例においても該当する事例がないため不明
 障害学生というカテゴリでの統計は取っていません。
 当該校の職員が留学生である障害学生に当部署を紹介。利用できる福祉サービスの給付をおこなった。
 発達障害のある学生だったので、発達障害者（児）支援センターと連携して支援した。障がい福祉サービス利用までの段取りをはきり、詳しく伝えた。
 他市の事例であったため当該市の障害福祉担当課に連絡した。
 すでに他の相談窓口へ相談済みであったため、傾聴にとどめた。

5. 障害学生が利用できる福祉サービス等について ※複数回答可

| | 国の機関 | 都道府県 | 市区町村 | 計 |
|--|------|------|------|----|
| ①住居に関する障壁の除去（住居の紹介、改修援助等） | 0 | 1 | 36 | 37 |
| ②通学上の障壁の除去（交通機関の利用、移動介助等） | 0 | 1 | 21 | 22 |
| ③学生生活上の障壁の除去（学内移動に関する介助、生活介助等） | 0 | 1 | 14 | 15 |
| ④学外活動上の障壁の除去（課外活動、学会参加等の学外活動における情報保障、移動支 | 0 | 2 | 27 | 29 |
| ⑤その他 | 1 | 0 | 11 | 12 |

その他の具体的内容

大学在学中の就労移行支援の利用 ※利用要件あり

補装具、日常生活用具等の支給決定自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助など

法務省の人権擁護機関（法務省人権擁護局(1)、法務局(8)、地方法務局(42)、法務局・地方法務局の支局(261)、人権擁護委員(約14000人)）【平成30年8月1日現在】では、障害者の人権問題を含むあらゆる人権問題について人権相談に応じるほか、人権侵害の疑いのある事案については、所要の調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずること（例えば、人権侵害を行った者に対して改善を求めたり、当事者間の話し合いを仲介することなど）によって、被害の救済及び予防を図っている。障害学生でなければ利用できないサービスはなく、要件を満たせば各種障害福祉サービス等をお受けいただけます。

移動支援 屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出にかかる移動の支援。

居宅における居宅介護等

同行援護給付決定。視覚障がいのある学生に移動に必要な情報を提供するサービスの給付をおこなった。

・補装具・日常生活用具

初めての単身生活で家族も疾患を持っていたため、ヘルパーを利用できるように支援した。

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス

福祉タクシー券の交付、理美容券の交付、心身障害者(児)医療費の助成、心身障害者福祉手当、手話通訳者・要約筆記者の派遣 等（※すべてサービスの利用には条件があります）

日常生活用具給付事業：情報・意思疎通支援用具等の給付

6. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

| | 国の機関 | 都道府県 | 市区町村 | 計 |
|-------------------------------|------|------|------|---|
| 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の対象となる学生がいる | 0 | 1 | 3 | 4 |

提供するサービス

大学構内での身体介護（排泄等）

学内では、学校のヘルパーがいるため、利用なし。

東京都内においては、世田谷区、調布市、武蔵野市において実施予定。（国庫補助の事前協議有）具体的なサービスの内容について、都では把握していない。

提供実績なし。

【課題・意見等】

【都道府県】

- ・高校までは教育委員会があるが、大学になると取りまとめ機関がなく、情報共有等の場がない。個別対応になる。
- ・大学側が、どのように合理的配慮を行えばよいか分からずに発生してしまった事例や、障害学生と大学側の間での話し合いの不足により発生してしまった事例が多く見受けられると感じた。
- ・合理的配慮の提供及び建設的対話について、今後どのように教育機関に普及啓発を行い、障害学生への理解を得るかという事が課題。

【市区町村】

- ・障害学生からの相談実績はないが、相談機関として今後より一層、障害学生特有の困難さや配慮といった視点を持つ必要があると考える。
- ・障害者差別に関する相談対応について、民間の事業者への指導権限がないため、相談者にとって対応が十分なものとならないことがある。
- ・現段階では障害学生に関する相談等はない。
- ・障害者等への調査の結果、差別や偏見を感じた事がある方がいたにも関わらず、相談がないことから、相談窓口の周知に取り組んでいきたい。
- ・市外の大学に通学している本市出身の障がい学生の保護者から相談があり、内容を聞き、当該市及び大学側へ連絡したが、相談窓口としての具体的な対応とすることはできていない。
- ・授業を健常の学生同様に受けられるような十分な環境整備をしないまま、大学に入学させているケースがあった（聴覚障がいの学生。但し、本人からの希望は特になく、大学側から、将来、このような事案があった場合、市から手話通訳者派遣（無料）でできるか相談があったもの）。事業者における合理的配慮の提供は努力義務となっているが、受験させる限り、出来る範囲での受け入れ体制を整えておく必要があるため、十分に法律の意味を理解してもらうよう、周知の徹底をすべき。
- ・学校によって意識の違い
- ・障害担当部署を超えて、教育委員会事務局をはじめとする他部署との協力・連携をより一層進めていく必要があると考えている。
- ・障害者差別解消法に関する相談受付の実績は今のところないが、相談があった場合は関係機関と連携・調整しながら、合意形成に向け支援していきたいと考えている。
- ・行政機関としては障害者と障害のある学生に区別はしていないため、「地域の人たちの障害に対する理解」や「経済的な負担の軽減」などの全般的な問題を課題として考えており、障害学生特有の学校内での問題については、各大学等が解決していくべき問題と考えている。
- ・市内に数か所の大学等があるものの、障害者差別に関する相談実績はない状況にある。要因として、障害学生の修学・学生生活におけるニーズが充足している可能性もあるが、障害者差別解消法や合理的配慮等について周知・浸透等が不十分であることも考えられる。

・障害学生が修学・学生生活においてニーズや合理的配慮の提供の意思表示ができるよう、引続き、周知啓発を図っていく必要がある。